

26.2

12

國立学校設置法の一部を改正する法律案要綱

一 國立大学に包括された旧制の諸学校のうち昭和二十五年度限り教員及学生⁽¹⁾員がなく存するものの廃止について規定する二と。

二 國立大学の学部のうち昭和二十一年度から名称変更又は新設されるものにて規定する二と。

三 國立の短期大学の設置について規定する二と。

四 國立大学に附置される研究所の新設又は合併について規定する二と。

五 國立大学の学部に附属する学校、教育施設又は研究施設の設置について規定する二と。

六 國立の各種学校に関する規定を削除する二と。

七 國立学校に置かれる職員の定員を昭和二十一年度予算に対するよりに改正する二と。

八 以上の改正に伴つて関係條文を整理する二と。

VI
85

6 - 123
93



天野
336